

【令和7年9月】

まちづくりニュース

【新大村駅周辺整備事業】

— 第23号 —

【編集・発行】 施行者：大村市
（都市整備部 新幹線まちづくり課）
〒856-8686
長崎県大村市玖島一丁目25番地
TEL：0957-53-4111（内線601・467）
E-mail:shinkansen@city.omura.nagasaki.jp

※今回お知らせいたしました内容のほか、新大村駅周辺土地区画整理事業に関し、ご質問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

● 換地処分通知を発送します ●

日頃から、新大村駅周辺土地区画整理事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本事業におきましては、換地計画の個別説明会及び縦覧が終了し、長崎県知事からの認可を得て、現在、換地処分公告に向けた手続きを進めています。

この度、個別説明会や縦覧でご説明しました内容を「換地処分通知」として、令和7年10月中旬頃、皆さまに配達証明郵便で送付します。

皆さまの土地の権利に関わる通知になりますので、必ずお受取いただき、現在お持ちの登記識別情報通知（権利証）とあわせて大切に保管していただきますようお願いいたします。

皆さまに送付させていただくもの（換地処分通知）

①通知文

②各筆各権利別清算金明細書

従前の土地と換地処分後の土地の権利及び清算金の金額を記載したもの

③案内図

事業区域全体の中の換地処分後の土地（換地）の位置を示したもの

④換地図

換地処分後の土地（換地）の形状、地番及び辺長などを示したもの

※しおり「換地処分通知のご案内」を同封します。

● 権利の変動について（お願い） ●

権利者の皆さまを対象として換地処分を行うため、正確な権利者情報が必要となります。新大村駅周辺土地区画整理事業施行地区内の土地の権利について、売買や相続などにより変動があった場合は、必ず下記担当課まで、ご連絡をいただきますようお願いいたします。

新幹線まちづくり課 TEL：0957-53-4111（内線 467）

● 今後のスケジュール（予定） ●

新大村駅周辺土地区画整理事業

